

[注] 平成24年12月から改正経過を注記した。

改正

平成17年4月1日施行

平成19年4月1日施行

平成19年10月1日施行

平成24年12月1日要綱第104号

平成27年1月1日要綱第140号

平成28年5月1日要綱第81号

令和2年4月1日要綱第122号

令和3年4月1日要綱第13号

令和6年4月1日要綱第68号

江戸川区公金運用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一つの金融機関において預金保険法（昭和46年法律第34号）による補償額（1,000万円）を超過する公金について、江戸川区が安全かつ効率的な運用管理をするために必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成27年要綱140号・28年81号・令和2年122号〕

(運用管理の原則)

第2条 基金に属する現金、歳計現金及び歳入歳出外現金の運用管理に当たっては、支払準備金又は経費に充てる財源としての流動性を満たした上で、複数の金融機関への預託、各種債券の購入等に分散することにより、安全性及び有利性を確保するものとする。

一部改正〔平成24年要綱104号・28年81号〕

(基金の運用管理)

第3条 基金に属する現金の運用管理は、次により行うものとする。

- (1) 金融機関への預金 預金は、大口定期預金、譲渡性預金等とする。
- (2) 債券の購入 債券は、日本国債、政府保証債、地方債、地方道路公社債（設立団体である地方公共団体が全額を債務保証する債券に限る。以下同じ。）、財投機関債（財投機関債を発行したことがある独立行政法人の発行する債券を含む。以下同じ。）、金融債、事業債及び円

建て外国債とし、かつ、その償還額に利子収入を加えた額が購入等に要した額を上回る債券とする。

(3) 運用管理期間 運用管理の期間は、10年を上限とする。

(4) 預託金融機関の選定基準 預託する金融機関は、次のいずれかの条件を満たす金融機関のうちから預金契約ごとに選定する。

ア 国際格付機関のうち、預金手続日の時点において、少なくとも1社の長期発行体格付がA（シングルA）以上又は日本国債の格付と同等以上の格付を取得していること。ただし、当該格付は、原則として、預金契約手続日時点の当該金融機関のホームページに掲載されている情報で確認するものとする。

イ 次に掲げる条件（以下「預託条件」という。）を全て満たしていること。ただし、当該条件は、原則として、預金手続日時点の当該金融機関のホームページに掲載されている直近の決算に係るディスクロージャー誌（業務及び財産の状況に関する説明書類をいう。以下同じ。）の情報で確認するものとする。

(ア) 自己資本比率が、国際統一基準を適用する金融機関にあつては8パーセント以上、国内基準を適用する金融機関にあつては4パーセント以上であること。

(イ) 不良債権比率（金融再生法開示債権ベース）が10パーセント以下であること。

(ウ) ディスクロージャー誌等から把握できる経営状況に関する情報により一定の健全性が認められること。

(5) 預託限度額 預託条件を満たす預託金融機関の預託限度額は次のとおりとする。

ア 前号アの預託条件を満たす預託金融機関 限度額無し。

イ 前号イの預託条件を満たす預託金融機関 次に掲げる金融機関の区分に応じ、それぞれ該当する金額

(ア) 銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。ただし、同法第47条第2項に規定する外国銀行支店を除く。） 80億円

(イ) 信用金庫（信用金庫法（昭和26年法律第238号）に基づく信用金庫をいう。）及び信用組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による信用協同組合をいう。） 80億円

(ウ) 農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）による農業協同組合をいう。） 80億円

(エ) 労働金庫（労働金庫法（昭和28年法律第227号）による労働金庫をいう。） 90億円

(6) 購入債券発行体の安全基準 債券の発行体格付は、日本国債、政府保証債、地方債及び地方道路公社債を除き、次のとおりとする。

ア 財投機関債の発行体格付は、国際格付機関又は国内格付機関のうち、少なくとも1社の長期発行体格付が日本国債の格付と同等以上の格付であること。

イ 金融債、事業債及び円建て外国債の発行体格付は、国際格付機関のうち、少なくとも1社の長期発行体格付がA(シングルA)以上又は日本国債の格付と同等以上の格付であること。

(7) 協議会への報告 預金を新規で契約し、若しくは更新した場合又は債券を購入した場合は、その翌月に公金管理協議会（江戸川区公金管理協議会設置要綱（平成19年4月1日施行）に基づき設置する公金管理協議会をいう。以下「協議会」という。）に報告するものとする。この場合において、当該報告を受けた協議会は、選定された金融機関又はその預金若しくは購入した債券について意見があるときは、会計管理者に意見を述べることができる。

一部改正〔平成24年要綱104号・27年140号・28年81号・令和2年122号・6年68号〕

(途中解約等)

第3条の2 会計管理者は、預託金融機関が預金の運用期間中において、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その重大度に応じ、預金の全額引上げ又は段階的引上げを行うものとする。

(1) 不良債権比率が預託条件を満たさなくなり、預金の保護が必要と会計管理者が判断したとき。

(2) 経営状態に関する情報等に悪化の傾向又は破綻の予兆が見られ、かつ、預金の保護が必要と会計管理者が判断したとき。

(3) 自己資本比率が預託要件を満たさなくなったとき、又は満たさないことが明らかになったとき。

(4) 江戸川区の公金取扱業務等の中で事故等が発生した場合に、誠意ある対応がなされないとき。

(5) 預金の継続の判断に必要な事項について、会計管理者が求めた事項に対し、明確な説明がないとき、又は会計管理者が預金の継続に支障があると認めるとき。

2 会計管理者は、購入した債券（以下「購入債券」という。）が満期の償還日前までに、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その購入債券を売却することができる。

(1) 購入債券の発行体の信用力の悪化等その他予期される損害を回避する必要があると会計管理者が判断したとき。

- (2) 預金又は他の購入債券の満期の償還日を待つことができない資金需要が発生したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会計管理者が購入債券の売却を必要と認めたとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、預金を解約し、又は購入債券を売却する場合において、それにより得られる金額に利子収入を加えた額が、預金の元金又は購入債券の購入等に要した額を下回るときは、協議会の同意を必要とする。

追加〔令和2年要綱122号〕、一部改正〔令和6年要綱68号〕

(運用管理の所管)

第4条 基金に属する現金のうち、積立基金に属するものの運用管理は、会計課が行い、運用基金に属するものについては、基金の設置目的に応じ事業の所管課が行うものとする。

一部改正〔令和3年要綱13号〕

(歳計現金及び歳入歳出外現金の運用管理)

第5条 会計管理者名義の歳計現金及び歳入歳出外現金は、指定金融機関に預託することを原則とし、支払準備に余裕があると会計管理者が認める現金については、第3条の規定により行うものとする。

- 2 会計管理者名義以外の歳計現金及び歳入歳出外現金は、預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金として預託することを原則とする。ただし、決済用預金以外の預金として預託する必要が生じた場合には、預託金融機関の選定は第3条第4号の規定に準じて行う。
- 3 前項ただし書の預託金融機関の選定の条件を満たすか否かの判断については、会計管理者が行い、江戸川区長（以下「区長」という。）の承認を得るものとする。

一部改正〔平成24年要綱104号・27年140号・28年81号・令和2年122号〕

第6条 削除

(経営状況の把握)

第7条 第4条に定める基金の運用管理をする所管課は、預託金融機関及び購入債券発行体の投資格付情報並びにディスクロージャー誌を入手する等最新の経営状況の把握に努めるとともに、必要に応じ金融機関から経営状況の説明を求めるものとする。

- 2 経営情報及び状況判断の共通化を図るため、第4条に定める基金の運用管理をする所管課は随時会計管理者と協議するものとする。

一部改正〔平成24年要綱104号・27年140号・28年81号・令和2年122号〕

(名寄せ)

第8条 本支店、預金種別又は口座名義人が異なる場合の一金融機関当たりの預金総額の把握は、

会計課が行うものとする。

一部改正〔令和3年要綱13号〕

(運用計画の作成)

第9条 積立基金について、一年を超えて運用する場合は、毎年度運用計画を作成し、運用総額、運用期間及び運用方法について、協議会と協議し、区長の承認を得るものとする。

一部改正〔平成28年要綱81号・令和2年122号・3年13号〕

(実施)

第10条 公金の運用管理については、江戸川区公金運用会議に関する基準（平成19年4月1日適用）に基づき設置する公金運用会議で、実務上の方針を決定し、当該方針に基づき実施するものとする。

一部改正〔平成27年要綱140号・28年81号〕

(実績の報告)

第11条 会計管理者は、公金運用の実績を、毎年度終了後、協議会及び区長に報告するものとする。

一部改正〔平成28年要綱81号〕

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成24年12月1日要綱第104号）

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

付 則（平成27年1月1日要綱第140号）

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

付 則（平成28年5月1日要綱第81号）

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

付 則（令和2年4月1日要綱第122号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の江戸川区公金運用管理要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、施行日以後に新規で預託する金融機関の選定、預託限度額の設定及び引き渡される債券の購入から適用し、施行日前に既に預託している預金については、改正後の要綱の規定により預託しているものとみなす。

付 則（令和 3 年 4 月 1 日要綱第13号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 4 月 1 日要綱第68号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。